

公益財団法人 公益法人協会 第37回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成28年9月27日(火) 16時～17時45分
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部 4階第一会議室
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 8名
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、高宮洋一、堀田 力、松岡紀雄、山岡義典
(欠席) 鈴木勝治、岸本幸子、田中 皓、長瀧重信、橋本大二郎、早瀬 昇、福原義春
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子、平川純子
- 5 議案等
 - 決議事項
第1号議案「『平成28年熊本地震 草の根支援組織応援基金』支援金配分先決定」の件
第2号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第5回配分先決定」の件
 - 報告事項
 - (1) 税制改正要望の見通し
 - (2) 法制審議会信託法部会(公益信託)の状況
 - (3) Web 定点アンケート
 - (4) 休眠預金の状況
 - (5) 国内イベント関係
 - (6) 中国との交流関係
 - (7) 平成28年度財務、会員及び内部管理の状況
 - (8) その他報告
- 6 議事の経過及びその結果
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。
- 決議事項
第1号議案「『平成28年熊本地震 草の根支援組織応援基金』支援金配分先決定」の件
金沢専務理事よりも、配分先の選考に先立って実施した現地調査について報告があった。報告によると、事務局として役職員2名によるチームを編成して視察調査したところ、今回は地震による断層のズレ、相次ぐ余震などにより作付け、種蒔きが行えず、屈指の農業県で

ある熊本で農業関係の被害が非常に大きかったことを改めて認識した。農業の復興に向けて多くのボランティアが活躍したのだが、支援金申請に関しては結果として東日本大震災の時と異なり、農村復興や農業支援活動の団体からの応募が非常に多くなった。8月18日～9月5日に支援金の配分先を募集したところ、応募は30件であったが、任意団体がそのうち4割の12団体を占め、うち10件が配分先に選定された。このことは「東日本大震災…基金」にはない、今回の特徴であり、農業を担う草の根組織からの応募が多かったことの証左である。また、これまでの募金総額は937万円余であるが、事務管理費として10%を引き、利息を加算すると843万3,026円となった。9月15日に開催した配分委員会により、配分先として17団体、一件当たり平均約50万円の助成案を選定し、助成合計額は851万9,750円となったが、不足分である差額8万6,724円は、前回理事会で受けた決議に基づき、当協会が寄付することとなった。

また、今回は任意団体が比較的多かったこともあり、申請書に記載された事業説明の組み立てが甘い団体もみられ、フォロー措置として詳細資料を取り寄せる事例も発生した。以上であった。

さらに太田理事長より、一般法人、任意団体の応募申請や助成金の会計管理を十分フォローアップするようとの配分委員会の意見もあったことから、今後は現地団体と並走しながら会計等事務回りのサポートもしていきたいとの説明があった。

同議案について、次の質疑応答があった。

(松岡理事) 今回配分した団体に対しては、他の助成元からも支援の手が差し伸べられている印象はあったか。

(金沢専務理事) 任意団体について言うと、ほとんどそのような記憶はなかった。

(太田理事長) 現場の団体へというよりは、被災者に対して共同募金等が支援している状況のように思われた。

(金沢専務理事) 農業ボランティアが災害ボランティアに組み込まれなかった、という背景がある。

(山岡理事) 県外の団体はどれか。

(金沢専務理事) お配りしたリストにある16番及び17番の2団体が、熊本県外の団体である。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第5回配分先決定」の件

太田理事長より初めに、会員である(公財)松口奨学会からの用途指定寄附金500万円を原資とする特別プログラムについて説明があった。説明によると、特徴は公法協が3つの特別プログラムを企画したこと、助成を1年の単発的なものでなく3年間継続することにある。3つの特別プログラムとは、A・会津若松市内へ避難している学生の支援、B・被災3県で不登校生徒向けフリースクールに通う高校生への進学支援、C・被災地高校生による社会的課題解決型課外学習への支援である。Aについては同種の経験実績のある会津育英会にお願いし、B、Cは公募により選考した。事務管理費10%を差し引いた配分案は、プログラムA

は(公財)会津育英会へ 180 万円、Bは(特活)ビーンズふくしまへ 150 万円、Cは(一社)気仙沼仕事創出プロジェクトへ 120 万円、合計 450 万円である。また、3つの特別プログラムとその支援対象に関する配分案を金沢専務理事が松口奨学会に説明し、了承と謝意を受けた、とのことであった。

同議案について、次の質疑応答があった。

(高宮理事) これは新しい試みによるチャレンジ、と言える。今後も、大口で用途を指定した寄附は出てきそうか。

(太田理事長) 分からない。東日本大震災関連の寄附にしても、今では全体でパツタリ落ちている。当協会としては、10 年間は募金を続けたいと思っているが。

(松岡理事) 今回の寄附に際し、何か特別なきっかけはあったのか。

(太田理事長) 松口奨学会は会員なので、当協会が東日本大震災被災地の支援をしているということをご存知であったと思う。それと、財務上の事情もあったかも知れない。

(金沢専務理事) もともとは、当協会の関西相談室を利用したことが契機となって入会していただいた法人である。

(浦上理事) 自分たちで支援しようと思ってもなかなか手立てがない場合、公益法人協会に寄附すればきちんとやってもらえるから安心、ということではないか。当財団も独自で震災支援をしているが、今年も岩手県の内陸に避難している方々との懇談会や宮城県松島において支援先団体の活動視察を予定している。支援したところをその年に視察するわけだが、支援の成果を、そしてまだまだ復興していないことを肌で感じているし、継続こそ力なりと思っている。研究助成とはまた違った、助成の仕方であるが、公益法人協会が良い活動をされているのを聞いて、理事として嬉しく思う。

(片山理事) 芸術・文化による復興支援もそうだが、どのようにフェイドアウトしていくか、という点も重要である。企業メセナ協議会の GBFund も、寄附額は減ってくるが、もうここで止めたとは、ステイトメントを出しにくい。そこで出口戦略として、一般的な芸術寄附プログラムのサブ・プログラムにしていく方向とした。

(太田理事長) そのプログラムは、災害とは直接関係ないのか？

(片山理事) 大きなファンドの中に、災害専門のカテゴリーを作る形にする予定である。審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

(1) 税制改正要望の見通し

金沢専務理事より報告。本年度はストック寄附(資産寄附)税制に絞って内閣府へアプローチをかけた。7月11日に要望案を内閣府へ提出し、関係個所に資料を配布。8月末にとりまとめが出て公表、「公益法人協会などが要望している現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化」が盛り込まれた。簡素化の要件として、例えば文科省が所管している大学法人の場合は、寄附金を基本金に組み入れるという決議を行った場合、申請から1ヶ月程度と短期間で承認が降りる。公益法人にとって、何が簡素化の要件なのかを注視していく必要がある。また、資金運用しているところを60法人ほ

ど調査したが、新法人になってからは租税特別措置法第 40 条は使われていない。今後は、利用事例の課題確認を一件でも多く実施する必要がある。申請は、学校法人 41、財団法人 19、社会福祉法人 81、宗教法人 38 と、数では社福が一番多い。

太田理事長から、当協会自身の要望ではないが、「教育資金の一括贈与非課税措置の拡充」については寄附者の直系卑属に限らず、不特定多数の教育環境の困難者に広げる案がにわかに浮上していることの説明があった。

(2) 法制審議会信託法部会(公益信託)の状況

太田理事長より報告。改めて法制審の同部会に平川監事が委員に就任している旨とともに、3 回目の信託法部会での議論内容について説明があった。説明によると、議論の項目としては、公益目的の信託事務の種類を認定法別表の事業の種類と同一とすることでよいか、受託者が固有事業において、社会的信用を維持する上でふさわしくないと考えられる事業を行っていないことを認定要件とすべきかどうか、などである。法務省では今後、立法作業に入り、2018 年の 1 月から始まる通常国会に提出する予定である。

同報告について次の質疑応答があった。

(平川監事) 太田理事長は信託が専門であると同時に、公益法人法の成立に携われた公益の専門家であるが、一方で法制審の当部会委員の中には、「公益とはどうあるべきか」ということについて、これまで考えたこともない方もおられる。参考人として太田理事長をお呼びし、公益に関する現状の事実認識を持つための機会を設けることについて提案したが、採用されなかった。まるで、公益法人の權益を守るための意見を言われるのではないか、と思われたような印象だった。公益法人協会は公益法人のみならず民間非営利活動推進センターとして広い視野に立って活動しているのだ、と説明したのだが…非常に残念だった。

(太田理事長) 今のところ必要ない、と断られた。

(堀田理事) 立法ぶりは、今後の認定法の改正にも大きな影響が出ると思われる。収支相償は、法務省の甲案によれば、営利事業とのイコールフットィングのために収支相償を置くというところは、認定法の考え方をそのまま持ってきている。丙案は遊休財産、別の思想に基づく規定であり、公益目的事業の費用として使わない、収支相償とは別の規定である。

(太田理事長) 6 月以降パブリックコメントにもかけると思うのでチェックは十分にしていきたい。来年には立法作業に入るはずである。

(山岡理事) 新しい公益信託制度ができると、一般信託と公益信託に分けるという移行措置が行われるか。

(太田理事長) 既存の公益信託は、新しい基準に一致する形にすればすべて移行させる。新公益信託と旧の不適合な公益信託が併存することは認めない、ということだと思ふ。

(3) Web 定点アンケート

太田理事長より報告。毎年夏に実施しているアンケートは本年、公益法人に 7,358 件発信し 1,548 件から回答が、また、一般法人には 10,006 件発信し 1,076 件の回答と、公益法

人からの回答率がかなり高かった。社団・財団の内訳は、おおよそ内閣府の概況調査のそれと一致する。時間的制約から結果すべての説明はできないが、例えば公益法人では移行時の法人格の選択に関してそれが「良かった」と回答したところは68%、「どちらともいえない」が27%であり、移行して後悔する点としては「収支相償による事業活動の制限」、次いで「定期提出書類の作成事務負担」が多く、この二つで過半数を占めた。また、再び法人選択をする際の先として公益法人は83%、一般法人は14%であり、運営については、認定申請事務をした経験者はすでに4割が退職している。一方、一般法人からの回答をみると、税法の区分では非営利徹底型法人が6割であり、また、移行に関して後悔したパーセンテージが公益法人と比べて低いことが特徴である、等々の報告があった。

(4) 休眠預金の状況

太田理事長より現状を報告。次の臨時国会に架かるかどうかについては、PPTで時間がかかりそうなので不透明であるが、議員立法として成立するには現在消極姿勢の共産党の賛成も必要とのことである。当協会では、休眠預金に関連した座談会を最近行い、『公益法人』10月号に掲載する予定である、との報告があった。

(5) 国内イベント関係

金沢専務理事より、次の各事項について報告。

① JWLI2016 TOKYO Summit

10月18日に開催するが、定員250名に対して申し込みは現在150名。公益法人関係者の申し込みがまだ数名程度なので、役員の方にも関係者、知人、特に女性の参加協力をぜひお願いしたい。

② 東アジア市民社会フォーラム

日中韓の三か国イベントであり、前年まで青木利元氏が代表のジブリが事務局を務めていたが、ジブリ他からの依頼もあり、本年から当協会がそれを担う。参加者は中韓二国から計約60名、日本から同50名の予定である。

③ トップマネージメントセミナー

本年も役員・管理者向けマネージメントに関する標題セミナーを、11月28～29日、神奈川県葉山町で開催する。環境も良いので、こちらも参加協力をお願いしたい。市民社会と信頼関係に関する岩井克人東京大学名誉教授の講演も大きな目玉になるであろう。

(6) 中国との交流関係

太田理事長より、次の各事項について報告。

① キリスト教系の中国福祉支援団体である「愛徳基金会」が9月上旬に来日し、日本での研修を当協会がフルアテンドした。中国ではある意味日本以上に高齢化が進む中、環境の整備が急務であり、今回は特養施設、デイサービスやホスピス施設等を視察した。また、同基金会は10月下旬に南京で、福祉に関する第3回国際カンファレンスを開催する予定である。

② 中国チャリティフェア(CCF)

9月下旬に深圳で開催したが、当協会の他に助成財団センター、パブリックリソース財団、稲盛財団、日本フィランソロピー協会、川越クリニックがブース展示を行った。

また、並行して開催された国際チャリティサミットでは、自分がスピーカーの一人として、慈善(公益)信託、NPO評価事業、休眠預金に関する講演を行った。同フェアでは、現地ボランティアの活躍が印象的であった。来年はブース参加団体を15~20に増やすべく、呼びかけたい。

③ 全人代訪日研修団

中国では最近、バラバラな民事法規を民法典に統一しようという動きがある。9月中旬、全人代の立法担当者が来日、日本の民法典に当たるこの法律の中で非営利法人をどう位置づけるかについて当協会が日本の実情を説明した。

(7) 平成28年度財務、会員及び内部管理の状況

金沢専務理事より報告。8月末時点の預金残高は5,400万円、これに特費として積んでいる815万円を加えると6,200万円強である。前年に比べて利益は落ちているがその分費用も減っていることもあり、資金繰りに問題はない。事業では、セミナー収益が1,000万ほど落ちているが、これは前年にはマイナンバーセミナーの開催が大きく貢献したからである。セミナー費用は500万マイナス、利益は370万ほど減少した。下期は、マイナンバー、資産運用講座、社会福祉法人関係のセミナーが新たなターゲットとなるが、講師の充実も図る。

会員については、新規の会員獲得ができず入会金収益が半減した。入会の促進は急務であり、戦略を練り直さなければならない。受取会費自体は回収を進めていることもあり、前年とほぼ同じである。

また、規程に基づき9月中旬、社内コンプライアンス委員会を開催した。当協会はその実施義務対象ではないが、ストレスチェックテストを社内向けに実施すること、また、東日本大震災から5年が経過したこともあり、災害対策状況を確認することとなった。以上であった。

(8) その他報告

太田理事長より、次の各事項について報告。

① 山梨県職員セカンドキャリア支援セミナー

山梨県が開催した、標題のセミナーで講師を務めた。7時間と長丁場のプログラムで、これは定年後に第二の就職先として公益法人・一般法人に役職員として勤める公務員に対して、法人の具体的な運営方法を解説する研修であった。今後、他県にもこの種研修を慫慂したい。

② 東京都の業務委託

社会福祉法の改正に伴い、東京都が都内の社会福祉法人1,000余を対象とする説明会を開催するが、そのテキスト作成を依頼されている。政省令がまだ公布されていないが、11月の完成を目途としている。

③ マスコミ懇談会

10月3日、標題の懇談会を2年ぶりに開催する。在京報道機関に出席を依頼しているが、理事・監事の方にはお時間あればぜひご出席を願いたい。

④ その他職務執行報告

金沢専務理事より、次回の通常理事会等を12月9日(金)午後を開催し、終了後は評議員、顧問を交えた懇親会に移る旨、案内があった(時刻・場所は未定)。

以上をもって議案の審議等を終了したので17時45分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成28年//月/8日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子



